

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第148号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第180号）
平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 特定公文書
 - ア 平成7年度及び平成8年度並びに平成11年度から平成23年度までの第1次合格決定資料
 - イ 平成22年度及び平成23年度の高点順一覧表
 - (2) 公開決定等
 - 一部公開決定
 - 公開しない部分
様式及び総合順位以外の部分
 - 公開しない理由
石川県情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当
- 3 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯

ア H23. 11. 29 公開請求	エ H24. 3. 14 諮問
イ H24. 1. 27 一部公開決定	オ H26. 7. 24 答申
ウ H24. 2. 29 異議申立て	

5 諮問に係る審査会の判断結果

非公開部分	該 当 条 項	審 査 会 の 判 断		
		判 断 結 果	該 当 条 項	判 断 要 旨
第1次合格決定資料				
試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような

					<p>評価結果の説明は事実上不可能である。</p> <p>そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。</p>
	合計点	第2号 第6号	非公開	第6号	<p>第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。</p>
	高点順一覧表	第2号 第6号	非公開	第6号	<p>各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第148号

答 申 書

平成26年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、次の公文書（以下、「本件公文書」という）を特定して、平成24年1月27日に、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知するとともに、その余については不存在決定を行った。

（特定した公文書）

- （1）平成7年度及び平成8年度並びに平成11年度から平成23年度までの論文試験採点対象者のみの得点一覧
 - ア 平成7年度及び平成8年度並びに平成11年度から平成18年度までは、高点順一覧表
 - イ 平成19年度から平成23年度までは、各年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表
（以下、併せて「第1次合格決定資料」という。）
- （2）平成22年度及び平成23年度の論文試験採点対象者以外を含む全受験者の得点一覧
高点順一覧表

（公開しない部分）

様式及び総合順位以外の部分

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点について公開請求し、個人情報ではないとして公開された。合格最高点等が個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではなく、本件処分は不当である。

(2) 意見書

ア 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、公開しない理由として、「個々の受験者の知識や能力の程度が論評されたり、評価の低い者が批判されたりするおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能であり、条例第7条第2号本文の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例の適用に誤りがある。

イ 補充理由説明書について

(ア) 実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、種目別得点及び合計点が公にされると、合格者のうち1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄せれば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになり、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、この理由が認められると、合格者がどのような人数であっても非公開になる。受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(イ) 受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。

むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

(ウ) 国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、論文試験の得点が公開されると、採点者である県職員の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するような職員は採点者になるべきではない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件公開請求に対応する公文書は、第1次試験における論文試験採点対象者を決定する目的で作成した高点順一覧表及び第1次試験の合格者を決定する目的で作成した第1次合格決定資料である。

高点順一覧表は、第1次試験受験者全員を教養試験の得点に基づき、得点順に並べた資料で、第1次合格決定資料は、論文試験の採点対象となった受験者を、教養試験及び論文試験の合計点に基づき、得点順に並べた資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴及び職歴並びに教養試験・論文試験の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

2 理由説明書

(1) 条例第7条第2号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分公開し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

(2) 条例第3条では、「公開の原則」の立場をとる情報公開制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的な人権を尊重する観点から、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

3 補充理由説明書

(1) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

合格者が3名以上である場合であっても種目別得点及び合計点を公開すれば、個人が特定されてしまうおそれがある。合格者のうち、1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように合格者が3名以上であっても、個人情報開示請求によって得た他の合格者

の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(2) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

ア 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

イ 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないと考える私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

ウ 職務経験者に係る採用候補者試験は、選択式（の教養）試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験の採点は、県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従い行っているが、論文試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書である。

3 条例第7条の非公開情報の該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第2号に該当することを理由に一部公開決定を行ったが、本件異議申立てを受け、理由説明書において、条例第7条第6号該当の理由を追加している。

(1) 本件公文書の内容と非公開部分について

高点順一覧表には、表題、試験名、試験区分、採用予定（人数）、第1次試験日が表の上に記載され、表頭には、順位、受験番号、氏名、性別、生年月日、年齢、学歴、試験種目別（教養・論文）得点及びその合計点並びに備考の各欄が設けられている。ここで、論文試験の欄は空白であるので、合計点欄の得点は教養試験の得点と同じになっている。

第1次合格決定資料は、試験区分、採用予定及び第1次試験日が表の上に記載され、表頭には、順位、受験番号、氏名、生年月日、年齢、学歴、試験種目別（教養、論文）得点及びその合計点並びに職歴の各欄が設けられている。

実施機関は、本件公文書について、表外の記載及び表の表頭の欄名並びに順位欄の記載以外を非公開とする本件処分を行った。

異議申立人は、本件処分に対して、高点順一覧表の試験種目別得点及び合計点並びに第1次合格決定資料の試験種目別（教養、論文）得点及びその合計点（以下「本件情報」という。）の公開を求めていると認められる。

(2) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号の規定について

同号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。

イ 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書の順位欄に続く各欄に記載された情報は、本件情報を含め、いずれも個人に関する情報であることは明らかである。

また、本件情報が、同号ただし書イの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるといえず、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められないので、同号本文の該当性について検討する。

本件情報は、職員採用候補者試験の得点であり、既に公開されている本件公文書の順位と当該情報との照合のみによって、特定の個人が識別されるとまではいえず、また、多数の受験者が得点順に掲載されていることから、間接的に特定の個人を識別できるような一般的に入手可能な情報も考え難いので、個人識別性はないものと考えられる。

次に、本件情報を公にすることによって、なお個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて、検討する。

個人の権利利益が害されるおそれがある情報とは、未発表の著作物など、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報であると解される。

実施機関は、本件情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例によって開示を受けた低い評価の受験者が、本件情報の公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知り、当該個人の権利利益を害するおそれがあると述べている。

特定個人の採用候補者試験における得点は、一般に他人に知られたくないと望む情報であると考えられるが、個人識別性のない一覧表の得点の公開が、受験者各個人の権利利益を害するとまではいえないと考えられる。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の規定について

同号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ

り、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

同号には、該当する情報の類型として、人事管理に関する事務が示されており、職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務又は事業について、これを公にすることにより、公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合は、非公開情報に該当するとされている。

イ 条例第7条第6号の該当性について

(ア) 第1次合格決定資料

i 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。

また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

ii 合計点

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 14 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 180 号)
平成 24 年 7 月 23 日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成 24 年 9 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 1 月 23 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 2 月 20 日 (第 236 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 9 月 17 日 (第 243 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 27 日 (第 248 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 3 月 24 日 (第 249 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 27 日 (第 252 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第149号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第182号）
平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 特定公文書
平成7年度及び平成8年度並びに平成10年度から平成22年度までの最終合格決定資料
 - (2) 公開決定等
一部公開決定
公開しない部分
様式及び総合順位以外の部分
公開しない理由
石川県情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当。
- 3 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯

ア H23. 11. 29 公開請求	エ H24. 3. 14 諮問
イ H24. 1. 27 不存在決定	オ H26. 7. 24 答申
ウ H24. 2. 29 異議申立て	

5 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 平成16年度及び平成17年度

合格者が2名であることから、得点一覧が公開され、最低点又は最高点の合格者が自己の情報の開示を受けると、当該情報から他方の合格者を識別することが可能となるため、条例第7条第2号に該当するので、非公開は妥当である。

(2) (1) 以外の年度

非公開部分	該当条項	審査会の判断		
		判断結果	該当条項	判断要旨
第2次試験個別得点	第2号 第6号	非公開	第6号	<p>本件情報は、口述試験の評価点である。</p> <p>試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。</p> <p>そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。</p>

				このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。
最終得点合計	第2号 第6号	非公開	第6号	当該情報が記載されている平成21年度以降では、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、非公開が妥当である。
第1次試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えると同時に、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。 そのため、これが公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。
第1次試験得点合計	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えると同時に、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。

(別 紙)
答申第149号

答 申 書

平成26年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、次の公文書（以下、「本件公文書」という）を特定して、平成24年1月27日に、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（特定した公文書）

- （1）平成7年度及び平成8年度の上級試験最終合格決定資料
- （2）平成10年度の職務経験者採用試験高点順名簿
- （3）平成11年度から平成13年度までの上級試験（職務経験者特別募集）最終合格決定資料
- （4）平成14年度の職員採用候補者試験（民間職務経験者）最終合格決定資料
- （5）平成15年度から平成22年度までの最終合格決定資料（ただし、公文書に表題はない。）

（公開しない部分）

様式及び総合順位以外の部分

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点について公開請求し、個人情報ではないとして公開された。合格最高点等が個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではなく、本件処分は不当である。

(2) 意見書

ア 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、公開しない理由として、「個々の受験者の知識や能力の程度が論評されたり、評価の低い者が批判されたりするおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能であり、条例第7条第2号本文の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例の適用に誤りがある。

イ 補充理由説明書について

(ア) 実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、種目別得点及び合計点が公にされると、合格者のうち1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになり、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、この理由が認められると、合格者がどのような人数であっても非公開になる。受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(イ) 受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。

むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

(ウ) 国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、口述試験等の得点が公開されると、採点者である県職員の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するような職員は採点者になるべきではない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件公開請求に対応する公文書は、第2次試験の合格者を決定する目的で作成した公文書で、口頭試問の得点（平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口頭試問の合計点）に基づき、得点順に並べた「最終合格決定資料」であり、これらの公

文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴並びに教養試験・論文試験・口頭試問の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

なお、実施機関の理由説明書等において、同一の試験について、「口頭試問」若しくは「口述試験」と記載され、また、本件公文書では、「面接」若しくは「面接評定」との記載もあるが、以下、これらについて、「口述試験」と記載する。

2 理由説明書

(1) 条例第7条第2号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分を公開し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

(2) 条例第3条では、「公開の原則」の立場をとる情報公開制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する観点から、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

3 補充理由説明書

(1) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

合格者が3名以上である場合であっても種目別得点及び合計点を公開すれば、個人が特定されてしまうおそれがある。例えば、最終合格者のうち、1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように合格者が3名以上であっても、個人情報開示請求によって得た他の合格者の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(2) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

ア 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の可否分析を行うことにより、受験者に可否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

イ 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないとする私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

ウ 職務経験者に係る採用候補者試験は、選択式（の教養）試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験及び口述試験の採点は、人事委員及び県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験及び口述試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書である。

3 条例第7条の非公開情報の該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第2号に該当することを理由に一部公開決定を行ったが、本件異議申立てを受け、理由説明書において、条例第7条第6号該当の理由を追加している。

(1) 本件公文書の内容と非公開部分について

本件公文書は、第2の2に記載の公文書名の下に、表が記載され、表頭は、年度によって若干の相違はあるものの、順位、最終（得点合計）、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴等、第1次試験種目別得点（教養、論文）、第1次試験（得点）合計、第2次試験個別（得点）、身体検査、適性検査、最終決定及び特記事項の各欄が設けられている。

また、平成13年度から平成20年度の公文書には第1次試験の得点に係る欄はなく、最終（得点合計）の欄は平成21年度以降の公文書にのみ設けられている。

実施機関は、本件公開請求に対応する本件公文書について、表外の記載及び表頭の欄名並びに順位欄の記載以外を非公開とする本件処分を行った。

異議申立人は、本件処分に対して、第1次試験種目別得点、第1次試験得点合計、第2次試験個別得点及び最終（得点合計）（以下「本件情報」という。）の公開を求めていると認められる。

(2) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号の規定について

同号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。

イ 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書の各順位欄に続く行に記載された情報は、本件情報を含め、いずれも個人に関する情報であることは明らかである。

また、本件情報が、同号ただし書イの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるといえず、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められないので、同号本文の該当性について検討する。

(ア) 平成16年度及び平成17年度

当審査会は、平成16年度及び平成17年度の職員採用候補者試験（民間職務経験者）における第2次試験の合格最低点又は合格最高点の非公開決定に係る異議申立てに関する諮問に対して、合格者が2名であることから、最低点又は最高点の合格者が自己の情報の開示を受けると、当該情報から他方の合格者を識別することが可能となるため、非公開が妥当であると答申した。

当該年度の第2次試験受験者の得点一覧については、本号に該当するので、非公開は妥当である。

(イ) その他年度

本件情報の個人識別性について検討すると、本件情報は、職員採用候補者試験の得点であり、人数も10名程度であるものの、既に公開されている本件公文書の順位と当該情報との照合のみによって、特定の個人が識別される可能性は極めて低く、また、間接的に特定の個人を識別できるような一般的に入手可能な情報も考え難いので、個人識別性はないものと考えられる。

次に、本件情報を公にすることによって、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて、検討する。

個人の権利利益が害されるおそれがある情報とは、未発表の著作物など、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報であると解される。

実施機関は、本件情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例によって開示を受けた低い評価の受験者が、本件情報の公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知り、当該個人の権利利益を害するおそれがあると述べている。

特定個人の採用候補者試験における得点は、一般に他人に知られたくないと望む情報であると考えられるが、個人識別性のない一覧表の得点の公開が、受験者各個人の

権利利益を害するとまではいえないと考えられる。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の規定について

同号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

同号には、該当する情報の類型として、人事管理に関する事務が示されており、職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務又は事業について、これを公にすることにより、公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合は、非公開情報に該当すると解されている。

イ 条例第7条第6号の該当性について

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

(イ) 最終（得点合計）

当該情報が記載されている平成21年度以降では、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(ウ) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

(エ) 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業

者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 14 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 8 2 号)
平成 24 年 7 月 23 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 24 年 9 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 1 月 23 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 2 月 20 日 (第 236 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 9 月 17 日 (第 243 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 27 日 (第 248 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 3 月 24 日 (第 249 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 27 日 (第 252 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第150号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第185号）

平成8年度から平成13年度までの石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）並びに平成14年度及び平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）の第1次試験及び第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

ア 第1次試験 第1次合格決定資料

イ 第2次試験 最終合格決定資料

(2) 公開決定等

一部公開決定

公開しない部分

様式及び総合順位以外の部分

公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H23. 11. 29 公開請求

エ H24. 3. 14 諮問

イ H24. 1. 27 不存在決定

オ H26. 7. 24 答申

ウ H24. 2. 29 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

非公開部分	該当 条 項	審 査 会 の 判 断		
		判 断 結 果	該 当 条 項	判 断 要 旨
第1次合格決定資料				
試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、論文試験等との合計得点の成績順に記載されていることから、それぞれの試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性もあり、受験者

					全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能であるため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。
	専門	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、論文試験等との合計得点の成績順に記載されていることから、それぞれの試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
	合計点	第2号 第6号	非公開	第6号	教養試験等の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので、合計点は非公開が妥当である。
最終合格決定資料					
	第1次試験種目別 得点				
	教養	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次合格決定資料に同じ。
	論文	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次合格決定資料に同じ。
	専門	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次合格決定資料に同じ。
	第1次試験得点合計	第2号 第6号	非公開	第6号	この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験等の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。 このようなことから、合計点は非公開が妥当である。
	口述試験得点	第2号 第6号	非公開	第6号	口述試験の得点は、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価を行う面接における評価点であり、受験者の自己評価と採点結果の乖離は筆記試験よりさらに大き

					なものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能であるため、この得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。
--	--	--	--	--	--

6 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第150号

答 申 書

平成26年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成23年11月29日に、次の公文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成8年度から平成13年度までの石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）（以下「上級試験」という。）並びに平成14年度及び平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）（以下「大卒試験」という。）の第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書
- (2) 平成8年度から平成13年度までの上級試験及び平成14年度及び平成15年度の大卒試験の第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、次の公文書（以下、「本件公文書」という。）を特定して、平成24年1月27日に、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知するとともに、その余の部分については、不存在決定をした。

- (1) 第1次試験の得点一覧について
（特定した公文書）
平成8年度、平成9年度、平成12年度及び平成13年度の上級試験並びに平成14年度及び平成15年度の大卒試験における論文試験採点対象者分に係る高点順一覧表（以下「第1次合格決定資料」という。）
- (2) 第2次試験の得点一覧について
（特定した公文書）
 - (ア) 平成8年度及び平成9年度の上級試験最終合格決定資料
 - (イ) 平成11年度の上級試験最終合格決定資料
 - (ウ) 平成12年度及び平成13年度の上級、保健婦（士）、管理栄養士試験最終合格決定資料
 - (エ) 平成14年度の職員採用候補者試験（大学卒程度）最終合格決定資料
 - (オ) 平成15年度の最終合格決定資料（ただし、公文書に表題はない。）
（以下、これらの公文書を併せて「最終合格決定資料」という。）

（公開しない部分）
様式及び総合順位以外の部分

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点について公開請求し、個人情報ではないとして公開された。合格最高点等が個人情報ないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではなく、本件処分は不当である。

(2) 意見書

ア 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、公開しない理由として、「個々の受験者の知識や能力の程度が論評されたり、評価の低い者が批判されたりするおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能であり、条例第7条第2号本文の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例の適用に誤りがある。

イ 補充理由説明書について

(ア) 実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、種目別得点及び合計点が公にされると、合格者のうち1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになり、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、これは合格者がどのような人数であっても公開が認められないことになるが、受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(イ) 受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。

むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

(ウ) 国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、口述試験等の得点が公開されると、採点者の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するような職員は採点者になるべきではない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件公開請求に対応する公文書は、特定期間の上級試験及び大卒試験における第1次試験の合格者を決定する目的で作成した「第1次合格決定資料」及び第2次試験の合格者を決定する目的で作成した「最終合格決定資料」である。

「第1次合格決定資料」は、教養試験、専門試験及び論文試験の得点の合計点に基づき、得点順に並べた資料で、「最終合格決定資料」は、口頭試問の得点に基づき、得点順に並べた資料である。

これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴並びに教養試験・専門試験・論文試験・口頭試問の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

なお、実施機関の理由説明書等において、同一の試験について、「口頭試問」若しくは「口述試験」と記載され、また、本件公文書では、「面接評定」との記載もあるが、以下では、これらについて、「口述試験」と記載する。

2 理由説明書

(1) 条例第7条第2号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分を公開し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

(2) 条例第3条では、「公開の原則」の立場をとる情報公開制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的な人権を尊重する観点から、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることで、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要

を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

3 補充理由説明書

(1) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

合格者が3名以上である場合であっても種目別得点及び合計点を公開すれば、個人が特定されてしまうおそれがある。例えば、第2次試験の場合、最終合格者のうち、1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように合格者が3名以上であっても、個人情報開示請求によって得た他の合格者の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(2) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

ア 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

イ 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないと考える私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

ウ 上級試験等に係る採用候補者試験は、選択式（の教養、専門）試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験及び口述試験の採点は、人事委員や県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験及び口述試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成8年度から平成13年度までの上級試験並びに平成14年度及び平成15年度の大卒試験に関する第1次試験受験者の得点一覧及び第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書である。

3 条例第7条の非公開情報の該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第2号に該当することを理由に一部公開決定を行ったが、本件異議申立てを受け、理由説明書において、条例第7条第6号該当の理由を追加している。

(1) 本件公文書の内容と非公開部分について

第1次合格決定資料には、表外に公文書名、試験名、試験区分および採用予定（人数）が記載され、表の表頭は、年度によって若干の相違はあるものの、順位、受験番号、氏名、性別、年齢、学歴、試験種目別得点及びその合計点並びに本籍（国籍）及び備考の各欄が設けられている。

最終合格決定資料には、表外に公文書名が記載され、表の表頭は、年度によって若干の相違はあるものの、受験番号、氏名、年齢、職歴、（第1次）試験種目別得点・合計点、（第1次試験）順位、口述試験の得点、身体検査、適性検査、最終決定及び備考の各欄が設けられている。また、平成13年度以降は、第1次試験の得点に係る欄はない。

実施機関は、表外の記載及び表頭の欄名並びに順位欄の記載以外を非公開とする本件処分を行った。

異議申立人は、本件処分に対して、第1次合格決定資料の試験種目別得点及び合計点、並びに最終合格決定資料の第1次試験種目別得点及び合計点並びに口述試験の得点（以下併せて「本件情報」という。）の公開を求めていると認められる。

(2) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号の規定について

同号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。

イ 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書の各順位欄に続く行に記載された情報は、本件情報を含め、いずれも個人に関する情報であることは明らかである。

また、本件情報が、同号ただし書イの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるといえず、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められないので、同号本文の該当性について検討する。

本件情報は、職員採用候補者試験の得点であり、既に公開されている本件公文書の順位と当該情報との照合のみによって、特定の個人が識別されるとまではいえず、また、多数の受験者が得点順に掲載されていることから、間接的に特定の個人を識別できるような一般的に入手可能な情報も考え難いので、個人識別性はないものと考えられる。

次に、本件情報を公にすることによって、なお個人の権利利益を害するおそれがあ

るか否かについて、検討する。

個人の権利利益が害されるおそれがある情報とは、未発表の著作物など、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報であると解される。

実施機関は、本件情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例によって開示を受けた低い評価の受験者が、本件情報の公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知り、当該個人の権利利益を害するおそれがあると述べている。

特定個人の採用候補者試験における得点は、一般に他人に知られたくないと望む情報であると考えられるが、個人識別性のない一覧表の得点の公開が、受験者各個人の権利利益を害するとまではいえないと考えられる。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の規定について

同号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

同号には、該当する情報の類型として、人事管理に関する事務が示されており、職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務又は事業について、これを公にすることにより、公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合は、非公開情報に該当するとされている。

イ 条例第7条第6号の該当性について

(ア) 第1次合格決定資料

i 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験及び専門試験の得点並びに論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性もあり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。

また、教養試験及び専門試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、それぞれの試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

ii 合計点

教養試験等の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴

い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 最終合格決定資料

i 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験及び専門試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、(ア)のiに述べたとおり、これを公表すると、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

また、教養試験及び専門試験の得点についても、一覧表が第2次試験の成績順に記載されていることから、それぞれの得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。

なお、平成13年度以降の本件公文書には、第1次試験の得点に係る欄は記載されていない。

ii 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験等の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

iii 口述試験の得点

口述試験の得点は、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価を行う面接における評価点であり、受験者の自己評価と採点結果の乖離は筆記試験よりさらに大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、この得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 14 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 8 5 号)
平成 24 年 7 月 23 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 24 年 9 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 1 月 23 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 2 月 20 日 (第 236 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 9 月 17 日 (第 243 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 27 日 (第 248 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 3 月 24 日 (第 249 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 5 月 1 日 (第 250 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 27 日 (第 252 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第151号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第187号）

平成23年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

「職務経験者 行政 10名（採用予定5名）」を表題とする公文書

(2) 公開決定等

一部公開決定

公開しない部分

様式及び総合順位以外の部分

公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H23. 12. 9 公開請求

エ H24. 3. 14 諮問

イ H24. 1. 27 一部公開決定

オ H26. 7. 24 答申

ウ H24. 2. 29 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

非公開部分	該当 条項	審査会の判断		
		判断 結果	該当 条項	判断 要旨
第2次試験個別得点	第2号 第6号	非公開	第6号	<p>本件情報は、口述試験の評価点である。</p> <p>試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。</p> <p>そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないことから、非公開は妥当である。</p>
最終得点合計	第2号 第6号	非公開	第6号	<p>第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、非公開が妥当である。</p>

第1次試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、第2次試験の成績順に記載されていることから、第1次試験の教養試験の得点順と前後することが想定され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。 そのため、これが公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。
第1次試験得点合計	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、第2次試験の成績順に記載されていることから、第1次試験の成績順と前後することが想定され、これを公表すると、口述試験に関して憶測を招き、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

6 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第151号

答 申 書

平成26年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成23年12月19日に、平成23年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月22日に、公開決定等期間延長通知を行い、「職務経験者 行政 10名（採用予定5名）」と記載された公文書（以下、「本件公文書」という）を特定して、平成24年1月27日に、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

様式及び総合順位以外の部分

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点について公開請求し、個人情報ではないと

して公開された。合格最高点等が個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではなく、本件処分は不当である。

(2) 意見書

ア 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、公開しない理由として、「個々の受験者の知識や能力の程度が論評されたり、評価の低い者が批判されたりするおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能であり、条例第7条第2号本文の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例の適用に誤りがある。

イ 補充理由説明書について

(ア) 実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、種目別得点及び合計点が公にされると、合格者のうち1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄せれば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになり、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、これは合格者がどのような人数であっても公開が認められないことになるが、受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(イ) 受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。

むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

(ウ) 国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、口述試験等の得点が公開されると、採点者の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するようなら採点者になるべきではない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件公開請求に対応する公文書は、第2次試験の合格者を決定する目的で作成した公文書で、第1次試験の得点と口頭試問の得点の合計点に基づき、得点順に並べた「最終合格決定資料」であり、これには、順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴等並びに教養試験・論文試験・口頭試問の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

なお、実施機関の理由説明書等において、同一の試験について、「口頭試問」若しくは「口述試験」と記載されているが、以下では、これらについて、「口述試験」と記載する。

2 理由説明書

(1) 条例第7条第2号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分を開示し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

- (2) 条例第3条では、「公開の原則」の立場をとる情報公開制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する観点から、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

- (3) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

3 補充理由説明書

- (1) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

平成23年度の最終合格者5名のうち、4名が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように、個人情報開示請求によって得た他の合格者の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

- (2) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

ア 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

イ 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないと考える私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

ウ 職務経験者に係る採用候補者試験は、選択式試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験及び口述試験の採点は、人事委員及び県職員複数人が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験及び口述試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成23年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書である。

3 条例第7条の非公開情報の該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第2号に該当することを理由に一部公開決定を行ったが、本件異議申立てを受け、理由説明書において、条例第7条第6号該当の理由を追加している。

(1) 本件公文書の内容と非公開部分について

本件公文書は、試験区分（職務経験者 行政）、受験人数及び採用予定人数を表題とする表が記載され、表頭には、最終順位、最終（得点合計）、受験番号、氏名・年齢、学歴、職歴等、第1次試験の試験種目別得点（教養及び論文）及び合計並びに第2次試験の個別（得点）、適性検査、最終決定及び特記事項の各欄が設けられている。

実施機関は、本件公文書について、表題及び表頭の欄名並びに順位欄の記載以外を非公開とする本件処分を行った。

異議申立人は、本件処分に対して、第1次試験種目別得点、合計、第2次試験個別（得点）及び最終（得点合計）（以下「本件情報」という。）の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号の規定について

同号では、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。

イ 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書の各順位欄に続く行に記載された情報は、本件情報を含め、いずれも個人に関する情報であることは明らかである。

また、本件情報が、同号ただし書イの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるといえず、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められないので、同

号本文の該当性について検討する。

本件情報の個人識別性について検討すると、本件情報は、職員採用候補者試験の得点であり、受験者数は10名であるものの、既に公開されている本件公文書の順位と当該情報との照合のみによって、特定の個人が識別される可能性は極めて低く、また、間接的に特定の個人を識別できるような一般的に入手可能な情報も考え難いので、個人識別性はないものと考えられる。

次に、本件情報を公にすることによって、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて、検討する。

個人の権利利益が害されるおそれがある情報とは、未発表の著作物など、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報であると解される。

実施機関は、本件情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例によって開示を受けた低い評価の受験者が、本件情報の公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知り、当該個人の権利利益を害するおそれがあると述べている。

特定個人の採用候補者試験における得点は、一般に他人に知られたくないと望む情報であると考えられるが、個人識別性のない一覧表の得点の公開が、受験者各個人の権利利益を害するとまではいえないと考えられる。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の規定について

同号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

同号には、該当する情報の類型として、人事管理に関する事務が示されており、職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務又は事業について、これを公にすることにより、公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合は、非公開情報に該当すると解されている。

イ 条例第7条第6号の該当性について

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別（得点）は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離が大きくなるものになる可能性もあり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別（得点）の非公開は妥当である。

(イ) 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験得点が推測される可能性があるので、得点合計は、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(ウ) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

また、一覧表は第2次試験の成績順に記載されていることから、第1次試験の教養試験の得点順と前後することが想定され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

(エ) 第1次試験（得点）合計

本件公文書は、第2次試験の成績順に記載されていることから、第1次試験の成績順と前後することが想定され、これを公表すると、口述試験に関して憶測を招き、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

以上のようなことから、本件情報は同号に該当すると考えられる。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 14 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 187 号)
平成 24 年 7 月 23 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 24 年 9 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 1 月 23 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 2 月 20 日 (第 236 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 9 月 17 日 (第 243 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 27 日 (第 248 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 3 月 24 日 (第 249 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 5 月 1 日 (第 250 回審査会)	○事案の審議を行った。